

事務連絡
平成28年2月29日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0229第4号
平成28年2月29日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)について下記のとおり改正し、平成28年3月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別表のⅡの123の③の③イを次のように改める。
 - イ 冷凍アブレーション用・補完型
 - i 次のいずれかに該当すること。
 - a 薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性心房細動の治療を目的とするバルーンカテーテルを用いた冷凍アブレーションを補完するために使用する、冷凍による心筋焼灼用のカテーテルであること。
 - b 房室結節リエントリー性頻拍(AVNRT)の治療に使用する冷凍による心筋焼灼用のカテーテルであること。
 - ii バルーン構造を有さないこと。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格001~122(略)</p> <p>123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 冷凍アブレーション用</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 冷凍アブレーション用・補完型</p> <p>i <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a 薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性心房細動の治療を目的とするバルーンカテーテルを用いた冷凍アブレーションを補完するために使用する、<u>冷凍による心筋焼灼用のカテーテル</u>であること。</p> <p>b <u>房室結節リエントリー性頻拍(AVNRT)の治療に使用する冷凍による心筋焼灼用のカテーテル</u>であること。</p> <p>ii <u>バルーン構造を有さないこと。</u></p> <p>124~189 (略)</p> <p>III~VII (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格001~122(略)</p> <p>123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 冷凍アブレーション用</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 冷凍アブレーション用・補完型</p> <p>薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性心房細動の治療を目的とするバルーンカテーテルを用いた冷凍アブレーションを補完するために使用するカテーテルであること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>124~189 (略)</p> <p>III~VII (略)</p>